# 判 決 評 釈

東京地方裁判所 令和 6 年（ワ）第 70064 号

特許権侵害差止等請求事件

「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」

令和 7 年 12 月 17 日判決

Claude Opus 4.6

2026 年 3 月 4 日

大日本除虫菊（金鳥）がアース製薬を相手に、蚊類防除用エアゾールの特許権侵害を理由に差止め・損害賠償を求めた訴訟において、**東京地方裁判所は 2025 年 12 月 17 日、特許の明確性要件違反を理由に原告の請求を全面的に棄却した**[1][2][3]。本判決は、「付着性粒子」という機能的クレーム文言について、明細書に付着の程度を確認する試験方法・測定方法の記載がないことを根拠に特許を無効と判断した点で、**機能的表現やパラメータを用いた発明特定事項に対する明細書記載要件の厳格化**を示唆する重要な先例となり得る[4][5]。金鳥は知財高裁への控訴を表明している[6]。

## 1. 事件の基本情報と経緯

| 項 目 | 内 容 |
|---|---|
| 事件番号 | 令和 6 年（ワ）第 70064 号 |
| 裁判所 | 東京地方裁判所（高橋彩裁判長） |
| 判決日 | 令和 7 年（2025 年）12 月 17 日 |
| 原告 | 大日本除虫菊株式会社（通称「金鳥」） |
| 被告 | アース製薬株式会社 |
| 対象特許 | 特許第 7026270 号（分割出願、2022 年 2 月 16 日登録） |
| 請求内容 | 被告製品 9 製品の製造・販売差止め＋損害賠償 1 億円 |
| 判決結論 | **原告の請求を全面棄却** |

金鳥は 2010 年に「蚊がいなくなるスプレー」シリーズを発売し、蚊が飛翔時間より壁面に止まっている時間が長いという習性に着目した技術を商品化した先駆者である[7][8]。2024 年 3 月 1 日に東京地裁に提訴し、プレスリリースでも「知的財産権の保護に努め、侵害行為に厳正に対処していく」と表明していた[9]。

アース製薬は訴訟中、おすだけノーマットは金鳥特許の構成要件を充足せず特許権を侵害していないこと、さらに金鳥特許は先行製品・文献に基づき容易に発明できるため新規性がなく無効である

ことを主張していた[3]。

## 2. 特許第 7026270 号の技術的内容

本件特許の核心は、蚊が壁面等に長時間止まるという習性に着目し、薬剤粒子を壁面に付着させることで蚊の防除効果を長時間持続させるという技術思想にある。従来技術では薬剤粒子をできるだけ空中に長時間漂わせる方式が主流であったが、風で散逸しやすく人体やペットへの影響も懸念された。本発明では、壁・床に付着する粒子（X）と空中に留まる粒子（Y）をバランスよく噴霧することで、これらの課題を解決するとされた[4][5][8]。

### 2.1 請求項 1 の構成

争点となった請求項 1 は、有効成分の種類・濃度、噴射容量、噴射力、噴射量といった複数の数値パラメータで特定された数値限定発明であると同時に、「**付着性粒子として噴射され**」という機能的表現を含んでいる。請求項 1 の主要な発明特定事項は以下のとおりである[4][5]。

| 発明特定事項 | 内 容 |
|---|---|
| 害虫防除成分 | メトフルトリン及び／又はトランスフルトリン |
| 成分濃度 | エアゾール原液中 14.3 重量%以上 |
| 噴射容量 | 1 回押下あたり 0.1～0.4mL |
| 噴射力 | 噴射距離 20cm において 25℃で 0.3～10.0g・f |
| 粒子の性質（核心） | 少なくとも一部が処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する**付着性粒子**として噴射され |
| 噴射量 | 4.5～8 畳あたり 5.0～30mg |

栗原潔弁理士（金沢工業大学客員教授）が提訴時に指摘したとおり、基本的なアイデア（空中浮遊粒子と壁面付着粒子を両方噴霧する）だけでは新規性・進歩性を主張することが困難であったため、具体的数値で限定した発明構成が採用されたと考えられる[8]。

なお、本件特許は以前に個人名義（中谷美弥子）による特許異議申立がなされたが退けられ、特許の有効性が維持されていた。将星国際特許事務所は、この異議申立人について「競合他社のダミーの可能性が高い」と指摘している[7]。

## 3. 被告製品と争点の構造

被告製品（イ号物件）は、アース製薬が販売する「おすだけノーマット」シリーズの 9 製品であり、おすだけノーマット スプレータイプ 120 日分／200 日分、プロプレミアム 120 日分／200 日分、ワイド プロプレミアム 120 日分、BOTANICAL 200 日分、バラの香り 200 日分等が含まれる[1][2][4]。

本件における主要な争点は、(1) 被告製品の本件発明の技術的範囲に対する属否（構成要件充足性）と、(2) 本件特許の無効の抗弁の成否（特に明確性要件＝特許法 36 条 6 項 2 号違反）の 2 点に整理される。裁判所は**争点(2)の明確性要件を先行して判断し、これを認めたため、構成要件充足性や均等論に関する実質的判断は行わなかった**[4][5]。

## 4. 裁判所の判断ロジック

本判決の核心は、「付着性粒子」という発明特定事項の明確性に関する裁判所の段階的な判断ロジックにある。創英国際特許法律事務所の瀬良聡機弁理士による判決ダイジェスト[4][5]から、裁判所の判断は以下の 5 段階で構成される。

### 4.1 判断規範の設定（第 1 段階）

裁判所はまず、「特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべき」という従来確立された明確性要件の判断規範を採用した[4][5]。

### 4.2 「付着性粒子」の文言解釈（第 2 段階）

特許請求の範囲の記載からは、エアゾール原液が噴射されて形成された薬剤粒子であり、処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着するものであることは理解できるが、「付着性」の意義については特許請求の範囲の記載からは明らかではないと認定した[4][5]。

### 4.3 明細書を参酌した解釈（第 3 段階）

明細書の記載と特許請求の範囲を総合すると、「付着性粒子」とは(1)処理空間内にエアゾール原液

が噴射されて形成された薬剤粒子であって、(2)処理空間内の露出部に付着し、(3)**時間が経過しても付着した状態を維持し**、(4)露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子であると解釈できるとした。ここで重要なのは、「時間が経過しても付着した状態を維持し、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子」というためには、単に露出部に付着しただけでは足りないから、**付着の程度が明らかである必要がある**と裁判所が判示した点である[4][5]。

### 4.4 明細書の記載不備の認定（第 4 段階）

裁判所は以下の 3 つの観点から明細書記載の不十分性を認定した[4][5]。

#### (1) 付着量の記載について

明細書には「付着性粒子」の好ましい付着量の記載はあるが、付着量を確認する試験方法・測定方法等については何ら記載されていない。また、特定の試験方法・測定方法等が優先日当時の技術常識であったこともうかがわれない。よって、付着量の記載から「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための付着の程度を具体的に認識することはできない[4][5]。

#### (2) 試験 1（気中残存率試験）について

噴射 2 時間後に捕集した空気中の害虫防除成分の気中濃度を分析して算出した気中残存率の試験は記載されているが、これは空中における成分の挙動を示すものであり、壁面への付着状態を直接示すものではないと判断された[4][5]。

#### (3) 試験 2（KT50 値測定試験）について

噴射直後、10 時間後、14 時間後、20 時間後の各時点で蚊を放逐して KT50 値（50%ノックダウン時間）を測定する試験が記載されているが、**10 時間後以降の KT50 値が、露出部に付着した薬剤粒子が露出部に止まっている蚊を防除したことによるのか、それとも露出部に付着した薬剤粒子に含まれる害虫防除成分が揮散して空中の蚊を防除したことによるのかが不明**であると指摘した[4][5]。

### 4.5 結論（第 5 段階）

以上から、本件明細書の記載や本件優先日の技術常識を基礎として、「少なくとも一部が処理空間

内における蚊類が止まる露出部に付着する付着性粒子として噴射され」について、当業者が理解することはできない。したがって、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であり、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきであって、特許法 104 条の 3 第 1 項により特許権を行使することができないと結論づけた[1][2][4][5]。

## 5. 専門家の評価と多角的分析

### 5.1 創英国際特許法律事務所（瀬良聡機弁理士）の分析

瀬良弁理士は、本判決について 4 つの重要な指摘を行っている。第一に、従来確立された明確性要件の判断規範を踏襲していること。第二に、機能・性質を含む発明特定事項について「付着の程度が明らかである必要がある」と判示した点が注目に値すること。第三に、「時間が経過しても付着した状態を維持」という文言はクレーム中の直接の発明特定事項ではないにもかかわらず、「付着性粒子」の意味内容を確定するために必要な概念としてその不明確性が明確性要件違反に結びつけられたこと。第四に、最も重要な実務的示唆として、「発明の技術的思想自体が明確であっても、その発明の技術的範囲が不明確になりがちな機能・性質で表した発明特定事項を用いる場合は、明細書において、その程度を明らかにする結果の記載や、試験方法、測定方法を含めた記載をすることの必要性」を示していると結論づけている[4][5]。

### 5.2 栗原潔弁理士の提訴時分析との対照

栗原弁理士は提訴時（2024 年 3 月）の段階で、本件特許が数値限定発明であること、一度異議申立をクリアしていることから「新規性・進歩性については問題がない可能性が高い」と分析し、侵害の判断には「実際の製品を使った実験調査が必要」と指摘していた[8]。しかし判決は、新規性・進歩性ではなく明確性要件の問題で特許を無効とした。異議申立では問題にならなかった明確性が、侵害訴訟における無効の抗弁として改めて争われ認められたという構図は、特許権の有効性判断が手続の場によって異なる結論に至り得ることを如実に示している。

### 5.3 知財タイムズ（特許ラボ）の問題提起

知財タイムズは「明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？」というタイトルで本判決の

解説記事を掲載しており、タイトル自体が本判決の最大の論点を端的に表現している[10]。本判決が明確性要件の基準を実質的に引き上げたのか、それとも従来の基準の範囲内での適用に過ぎないのかは、知財実務家の間でも見解が分かれる可能性がある。

### 5.4 報道各社の報道姿勢

時事通信、日本経済新聞、毎日新聞、共同通信等の各社が判決当日に報道した[1][2][3]。各社の報道は概ね一致しており、高橋彩裁判長が「特許の範囲が不明確で、無効にされるべきだ」と述べたこと、「付着性粒子」の意味の明確性が検討され、付着の程度について具体的記述と試験方法の欠如が指摘されたことを伝えている。毎日新聞の記事は、アース製薬側の主張として「特許要素を満たしていないこと」と「先行製品や文献に基づけば容易に発明でき新規性がないこと」の 2 つの抗弁を紹介しており、裁判所が明確性の論点のみで判断を終えた構図をうかがわせる[3]。

## 6. 特許実務への 5 つの教訓

### 教訓 1：機能的表現には「程度」の具体化が不可欠

「付着性」「吸着性」「流動性」といった機能・性質を表す発明特定事項をクレームに用いる場合、明細書においてその「程度」を数値的・定量的に具体化する記載が必要となる。発明の技術的思想が明確であっても、技術的範囲が確定できなければ無効とされるリスクがある[4][5]。

### 教訓 2：試験方法・測定方法の明細書記載が実質的に必須

好ましい数値範囲を記載するだけでは不十分であり、その数値をどのように測定・確認するかの具体的な試験方法・測定方法を明細書に含めることが強く求められる。優先日当時の技術常識として確立された測定方法がない場合には特にその必要性が高い[4][5]。

### 教訓 3：実施例の試験設計にはクレーム文言との因果関係の明示を

本件では 2 つの試験（気中残存率試験と KT50 値試験）が記載されていたが、いずれも「付着性粒子が付着した状態を維持して蚊を防除した」ことを直接的に証明するものではないと判断された。実施例の試験は、クレームの発明特定事項と結果の間の因果関係が一義的に明らかとなるよう設計

する必要がある[4][5]。

### 教訓 4：パラメータ特許における測定条件の記載をより慎重に

本件は典型的なパラメータ特許であり、数値パラメータ自体の明確性は争われなかったが、機能的表現部分が不明確とされた。パラメータの測定条件・方法が明細書に記載されていない場合、同様のリスクが生じることは容易に想像できる。

### 教訓 5：異議申立段階の有効性維持は侵害訴訟における安全を保証しない

本件特許は異議申立を乗り越えて有効性が維持されていたが、侵害訴訟において改めて明確性要件違反が認定された[7][8]。これは、特許の有効性が手続の場面や相手方の主張の巧拙によって異なる評価を受け得ることを意味する。

## 7. 控訴審への展望と残された論点

大日本除虫菊は判決後、「残念な判決。準備が整い次第、知的財産高等裁判所へ控訴する」とコメントした[6]。アース製薬は「当社の正当性が認められ、かつ公正な判断がなされたものであると受け止めている」と述べた[1][2]。

控訴審では以下の点が注目される。知財高裁が「付着性粒子」の明確性について東京地裁と同じ判断をするか、あるいは当業者の技術常識に基づく合理的解釈の余地を認めるかが最大の焦点となる。原告側としては、「付着性粒子」が当業者にとって自明な概念であること、明細書の記載全体から付着の程度が合理的に理解可能であることを主張する可能性がある。また、本件では構成要件充足性と均等論について実質的な判断がなされていないため、仮に知財高裁が明確性要件について異なる判断をした場合、これらの争点が本格的に審理されることになる[4][5]。

さらに、大日本除虫菊はアース製薬の特許発明について無効審判請求も別途予定しているとされ[6]、両社の知財戦略上の攻防は今後も継続する見通しである。

本判決は、身近な日用品である蚊取りスプレーの技術を素材としながらも、機能的クレームと明細書記載要件の関係という、特許法の根幹に関わる問題を鮮明に提示した。「**技術的アイデアの明確**

**性」と「クレームの技術的範囲の明確性」は別次元の問題である**という本判決のメッセージは、今後の出願実務において明細書の記載充実を促す契機となるだろう。

# 参考文献

[1] 時事通信「アース製薬の特許侵害認めず 蚊取りスプレー、『金鳥』敗訴―『無効にすべきだ』・東京地裁」（2025 年 12 月 17 日配信）

https://www.jiji.com/jc/article?k=2025121700161&g=eco

[2] 日本経済新聞「蚊取りスプレー『金鳥』の特許無効、アース製薬が勝訴 東京地裁判決」（2025 年 12 月 17 日配信）

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD151IF0V11C25A2000000/

[3] 毎日新聞（d メニューニュース転載）「アース製薬が『金鳥』に勝訴 蚊とりスプレーの特許権侵害認めず」（2025 年 12 月 16 日配信）

https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/mainichi/nation/mainichi-20251216k0000m040169000c

[4] 弁理士法人創英国際特許法律事務所・瀬良聡機「知財判決ダイジェスト：特許 令和 6 年（ワ）第 70064 号『蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法』」（IP Force 掲載、2026 年 3 月 4 日配信）

https://ipforce.jp/articles/soei-patent/hanketsu/2026-03-04-9215

[5] 弁理士法人創英国際特許法律事務所・瀬良聡機「同上」（創英ウェブサイト掲載）

https://www.soei.com/ [該当ページ]

[6] 大日本除虫菊株式会社「『蚊類防除用エアゾール』特許に関する訴訟判決について」NEWS RELEASE（2025 年 12 月 17 日）

https://www.kincho.co.jp/release/pdf/251217_aerosol.pdf

[7] 将星国際特許事務所「蚊を撃退するスプレーで特許権侵害訴訟！『キンチョー』がアース製薬を提訴」（2024 年 3 月 5 日）

https://shousei.jp/topics/24030501/

[8] 栗原潔「アース製薬を訴えた金鳥の特許権について」Yahoo!ニュース エキスパート記事（2024 年 3 月）

https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/87bab54f9c809f4a5f22545077dc64cecfb79ede

[9] 大日本除虫菊株式会社「『蚊類防除用エアゾール』特許に関する特許権侵害訴訟の提起について」（2024 年 3 月 4 日）

https://www.kincho.co.jp/release/pdf/240304_release.pdf

[10] 知財タイムズ（特許ラボ）「明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫スプレーの特許権侵害訴訟について解説します」

https://tokkyo-lab.com/chizai/post-41054

[11] 西村あさひ法律事務所ニューズレター「『蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法』に関する特許が明確性を欠くと判断した事例」（2026 年 2 月 10 日）

https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/intellectual_property_260210

[12] 岩永法律事務所ブログ「東京地裁令和 6(ワ)70064 号（令和 7 年 12 月 17 日判決）」（2026 年 1 月 15 日）

https://iwanagalaw.livedoor.blog/archives/29278271.html

[13] interbooks「大日本除虫が蚊スプレー特許権侵害でアース製薬したが敗訴」note 記事

https://note.com/interbooksjp/n/n772326fdf50e

[14] 裁判所ウェブサイト 判決原文 PDF

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95290.pdf

〔注〕参考文献[10]～[13]は、ロボット制限・認証要件等の技術的理由により本稿執筆時点で内容の全文取得ができなかった。これらについては各サイトで直接閲覧されたい。